

# 小笠原村 一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和元年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（令和22年法律第34号。令和22年5月19日公布。）による、改正後の同法9条の3第6項（令和23年4月1日施行）の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

小笠原村 建設水道課  
 最終更新日：令和元年5月15日  
 情報の公表期間：令和4年4月30日まで

## 1-1. 焼却施設

施設名	父島クリーンセンター
施設住所	東京都小笠原村父島字洲崎

## 1-2. 焼却施設運転状況

項目	イ.焼却処理量	ロ.燃焼ガス温度等 (連続測定)				ハ.ばいじん除去日	ニ.ばい煙濃度 (ダイオキシン類は年1回以上、それ以外は6月に1回以上測定)					
	[種類] 焼却ごみ	温度		一酸化炭素		[除去箇所] 排ガス冷却室及び集塵機	測定日 /分析日	ダイオキシン類	硫黄酸化物	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物
測定場所		燃焼室出口	集塵機入口	煙突中段	測定日			煙突中段	煙突中段	煙突中段	煙突中段	煙突中段
単位	ton	℃	℃	ppm	日	日	月/日	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	m <sup>3</sup> /h	g/m <sup>3</sup> N	mg/m <sup>3</sup> N	volppm
維持管理基準		≥800	概ね ≤200	100				10	[測定毎計算値]	0.25	700 (430ppm相当)	250
令和元年	4月	58.83	848~985	152~184	5.1~68.0	11	1,8,15,22	-	-	-	-	-
令和2年												

注1) 排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。  
 注2) 固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)に係る記録は、該当しないため表記していません。

2-1. 最終処分場（管理型最終処分場）

施設名	父島埋立処分場
施設住所	東京都小笠原村父島字洲崎

採水場所： 地下水上流側＝No.1モニタリングビット  
 地下水下流側＝No.2モニタリングビット  
 放流水＝放流水槽出口

2-2. 埋立状況、地下水等の状況

項目	埋立状況			地下水、放流水等の状況									
	埋め立てた一般廃棄物			採水 及び 分析日	地下水上流側		地下水下流側		放流水				
種類	焼却灰	飛灰	合計		月/日	電気 伝導率	塩化物 イオン	電気 伝導率	塩化物 イオン	水素 イオン	BOD	COD	SS
単位	ton	ton	ton			μs/cm	mg/L	μs/cm	mg/L	-	mg/L	mg/L	mg/L
維持管理基準									5.8~ 8.6	≤60	≤90	≤60	
令和 元年	4月	10.71	1.43	10.71	4/2	1,081	273	1,773	532	7.8	-	3.2	0.0
	5月												
	6月												
	7月												
	8月												
	9月												
	10月												
	11月												
	12月												
令和 2年	1月												
	2月												
	3月												
※異常時に措置を講じた年月日及び内容等													

注3) 地下水及び放流水は年1回の精密水質検査・ダイオキシン類測定を行い、結果は別紙にて公表します。

2-3. 埋立地、浸出液処理設備、その他施設の状況

点検箇所	点検日	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液 処理 設備	導水管 等防凍 措置	点検結果凡例	
							○：異常なし    ×：異常あり -：亜熱帯気候のため防凍措置無し	
令和 元年	4月	4/2	○	○	○	○	-	※異常時に措置を講じた年月日及び内容等
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
令和 2年	1月							
	2月							
	3月							

2-4. 残余の埋立容量

計測日	平成31年3月31日
残余容量	9,894m <sup>3</sup>

2-2. 埋立状況、地下水等の状況 (別紙)

計量の対象	計量の結果			維持管理基準値(基準省令)	
	地下水の上流側	地下水の下流側	放流水槽	地下水等	放流水
現地調査項目	採水年月日			-	-
	外観			-	-
	臭気			-	-
	気温 ℃			-	-
	水温 ℃			-	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L			1以下	10以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準	アルキル水銀	mg/L		検出されないこと	検出されないこと
	総水銀	mg/L		0.0005以下	0.005以下
	カドミウム	mg/L		0.003以下(水濁法)	0.03以下(水濁法)
	鉛 <sup>1)</sup>	mg/L		0.01以下	0.1以下
	六価クロム	mg/L		0.05以下	0.5以下
	砒素	mg/L		0.01以下	0.1以下
	全シアン <sup>2)</sup>	mg/L		検出されないこと	1以下
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L		検出されないこと	0.003以下
	トリクロロエチレン	mg/L		0.03以下	0.3以下
	テトラクロロエチレン	mg/L		0.01以下	0.1以下
	ジクロロメタン	mg/L		0.02以下	0.2以下
	四塩化炭素	mg/L		0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		-	0.4以下
	1,2-ジクロロエチレン <sup>3)</sup>	mg/L		0.04以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.006以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.002以下	0.02以下
	チウラム	mg/L		0.006以下	0.06以下
	シマジン	mg/L		0.003以下	0.03以下
	チオベンカルブ	mg/L		0.02以下	0.2以下
	ベンゼン	mg/L		0.01以下	0.1以下
	セレン	mg/L		0.01以下	0.1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L		0.05以下	0.5以下
	塩化ビニルモノマー	mg/L		0.002以下	-
ホウ素	mg/L		1以下[水濁法]	50以下	
フッ素	mg/L		0.8以下[水濁法]	15以下	
ほか	硝酸性窒素	mg/L		10以下(硝酸性窒素及び	-
	亜硝酸性窒素	mg/L		亜硝酸性窒素として)[水濁法]	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L		-	200以下 <sup>4)</sup>
	電気伝導率	mS/m		-	-
	塩化物イオン濃度	mg/L		-	-
放流水追加工項目	過マンガン酸カリウム消費量	mg/L		-	-
	水素イオン濃度(pH)	pH	-	-	5.8以上8.6以下
	有機燐化合物	mg/L	-	-	1以下
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	-	-	60以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	-	-	90以下
	浮遊物質(SS)	mg/L	-	-	60以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/L	-	-	5以下
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	mg/L	-	-	30以下
	フェノール類	mg/L	-	-	5以下
	銅	mg/L	-	-	3以下
	亜鉛	mg/L	-	-	2以下
	溶解性鉄	mg/L	-	-	10以下
	溶解性マンガン	mg/L	-	-	10以下
	クロム	mg/L	-	-	2以下
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	-	-	日間平均3,000個
窒素	mg/L	-	-	120(日間平均60)	
リン	mg/L	-	-	16(日間平均8)	

備考 1) 地下水の鉛に係る着工前の環境影響評価時(H8.2/21)の測定値は 0.091mg/l。  
 2) 全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 3) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。  
 4) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。